

2019年（令和元年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

防犯意識の普及啓発に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）8月26日付けで諮問（第983号）された防犯意識の普及啓発に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施にあたり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、藤沢市市政運営の総合指針2020の重点施策として、防犯・交通安全対策の充実を掲げており、その具体的内容として、地域、駅前、商店街、不法投棄重点監視箇所への防犯カメラの増設推進が謳われていること

から、防犯カメラの設置を進めるなどの施策により、市民の安全確保のため地域での犯罪を抑止する環境整備に取り組んでいる。

これまで市は、自治会、町内会や商店街の要望に基づき、当該団体が行う防犯カメラ設置事業への補助を行っており、今後も当該補助事業を継続することで防犯カメラ設置推進を図っていきたいと考えている。一方で、駅前の公共空間は、周辺地域の住民や商店街の利用者以外にも不特定多数の市民等が通行し、街頭犯罪が多く発生していることから、防犯カメラによる犯罪抑止の必要性が高い場所と認識しており、防犯カメラ設置にあたっては、設置による受益者が不特定多数に及ぶことから、特定の団体の負担を伴う補助制度ではなく、市が直接設置するべきであると考えている。

本市の防犯カメラ設置計画は、その考えの下、多くの乗降客数や周辺地区で多発する犯罪認知件数を踏まえ、都市計画の基本方針である都市マスタープランにおいて都市拠点と位置づけられている藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅に設置することにより防犯効果が高まると考え、平成29年度に藤沢駅と辻堂駅、平成30年度に湘南台駅周辺に設置し、令和元年度は、辻堂駅南口への追加設置を進めている。なお、それらの場所への設置、運用については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、答申を得て、設置を進めてきたところである。

現在、新たに片瀬江ノ島駅前に防犯カメラを1台設置することを検討している。片瀬江ノ島駅周辺については、駅前広場に、平成25年度から地元の町内会により防犯カメラが設置されているが、平成29年度に当該町内会の一部役員から、同駅の駅前広場は市外からの観光客の利用が非常に多く地元の町内会の負担により維持管理していくことに疑問を感じていたとのことで、市が防犯カメラを設置してほしいとの要望が出された。これを受け、市で設置の是非を検討した結果、同駅は利用客数や周辺での犯罪発生件数が、藤沢駅や辻堂駅、湘南台駅ほど多いとは言えないものの、不特定多数の利用が多く、夏期の行楽シーズンを中心に観光客の利用が中心となっており、夜遅くまで賑わっていることでの生活環境の悪化を懸念した地元住民が中心となり、これまで十数年に渡り、市や警察とパトロールを実施している状況であり、観光客を含めた者の安全のため、市が率先して犯罪抑止に努めるべき場所と捉え、これまでの3駅に加え、片瀬江ノ島駅にも防犯カメラを設置するべきとの結論に至った。

防犯カメラ設置にあたっては、市が防犯カメラの画像をコンピュータ処理、保存することに伴い、通行人等の個人情報を本人以外のものから収集することについて、本人から同意を得ることが困難であるため、本人への通知を省略する必要があることから、条例第10条第4項及び第5項並びに第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 防犯カメラ設置の必要性と設置する目的

ア 防犯カメラ設置予定箇所周辺での犯罪等発生状況

2018年（平成30年）における市内の刑法犯認知件数は、2,400件と前年の2,572件より172件減少しており、減少傾向が続いている。このうち、今回防犯カメラを設置する予定の片瀬江ノ島駅周辺を管轄する藤沢警察署管内での刑法犯認知件数は、1,433件（市内の犯罪認知件数に占める割合は59.7%）となっており、前年より29件減少している。

なお、藤沢警察署からは、刑法犯認知件数はあくまでも被害届を受理した件数であり、警察が通報を受け、対応した案件の数では増加傾向にあるとのことである。その案件数は、藤沢警察署管内全体では、2018年（平成30年）に3,001件となっており、前年より192件増加している。このうち、片瀬江ノ島駅周辺では135件で全体の4.5%となっており、今年度市が設置を進めている辻堂駅周辺の287件、9.6%ほどではないが、藤沢駅、辻堂駅に次ぐものである。

片瀬江ノ島駅前では、かつて暴走族による走行が日常的に行われ、そこでのトラブルから、殺人事件も発生した。現在でも、夏期の週末を中心に若い観光客による賑わいが住宅街のすぐ近くにもかかわらず夜遅くまで続いている。そのような中、周辺住民は以前から生活環境の悪化を懸念しており、十数年前から周辺住民が中心となって犯罪の抑止を目的に始めた防犯パトロールは、その後市や警察も参加し、現在も継続して実施しているところであり、市としても、住民のみならず観光客等に対する犯罪抑止を住民や警察と一体的に進めていく必要があると認識しており、片瀬江ノ島駅周辺に防犯カメラを設置し、犯罪抑止に努めていく必要があると考えている。

イ 防犯カメラ設置に対するニーズ

(ア) 市民へのアンケート調査によるニーズ

防犯カメラ設置について、市民の意見を把握するため、2019年（令和元年）6月5日から同月7日までに、市が防犯カメラの設置を進めている藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅の設置場所周辺の通行人を対象にアンケート調査を実施した。回答者151人中137人が乗降客数の多い駅の駅前等に防犯カメラの設置を進めていくべきと回答しており、防犯カメラ設置のニーズは大きいと受け止めている。

(イ) 藤沢市議会からの意見、要望

藤沢市議会における審議では、市が街頭や通学路に設置、及び自治会等が設置する事業への補助を通じて増設を図るべきとの意見があった。

ウ 防犯カメラを設置する目的

防犯カメラの設置を進めることで犯罪を抑止する環境を整備し、市民の安全確保を図るものである。設置は防犯カメラの設置の必要性が高い場所に必要最小限の台数とする。

(3) 設置場所の選定

ア 設置場所の選定基準

本市では、防犯カメラ設置にあたり、審議会からの意見や市議会からの意見を踏まえ、設置場所に対する統一的な考えを定め、その範囲で設置場所を選定することとし、2019年（平成31年）4月に藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針を制定し、第3条第1号に、設置場所については、公共施設等における利用者の安全確保、犯罪の未然防止及び適正な施設管理のために防犯カメラの設置の必要性が高く、市民等のプライバシーへの配慮をしてもなお必要と考えられる場所とすること、と定めている。この規定を踏まえるとともに、屋外の道路等に設置する場合は、次の条件を独自に設定し、設置場所を不特定多数の市民等が通行する駅前の公共空間等に限定している。

- (ア) 市内外の移動における交通の要衝であること。
- (イ) 乗降客数が多い駅であること。
- (ウ) 周辺地区における犯罪認知件数が多い場所に立地していること。
- (エ) 多くの通行人の目に付きやすいよう、通行人の往来が集中する場所であること。
- (オ) 設置するコストや通行人のプライバシーに配慮し、必要最小限の台数で設置効果が期待できる場所であること。
- (カ) 設置時の固定器具の取付けや電源確保の観点から、市が管理する場所であること。

イ 設置場所の選定に向けた外部からの意見

設置場所の選定にあたっては、「2 実施機関の説明要旨」(3)アの(ア)から(カ)までに掲げる条件以外に、犯罪抑止効果をさらに高めるため、外部の専門家の意見も取り入れるべきと考え、神奈川県警察から防犯コンシェルジュとして委嘱されている防犯設備の専門的知識を有する者からの助言である、人通りの多い場所に目に付きやすいように設置することが望ましいとの考えも考慮している。

ウ 設置場所の選定理由

今回設置を計画している、片瀬江ノ島駅前の設置場所の選定にあたっては、「2 実施機関の説明要旨」(2)アのとおり、市としては統計上明らかに多いとは言えないものの、同駅周辺の特異な事情から、これまで設置を進めてきた3駅と同等に扱うべきと考えており、本市の他の部局や、商店

街、個別の店舗等が設置している防犯カメラの設置状況も考慮したうえで、1台設置するという結論に至ったものである。

(4) 設置を予定する防犯カメラの概要

ア 設置場所，台数

片瀬江ノ島駅前に1台

イ 取付方法

今後設置する駅前ロータリーに隣接する歩道上に専用ポールを設置し、そこへ防犯カメラを金具で固定する。

ウ システム構成，性能

レコーダー一体型防犯カメラ（無線LANによるデータダウンロード機能付き）とし、次の性能、運用上の制約を設ける。

(ア) 撮影した画像は防犯カメラ本体のレコーダーに記録し、その場で保管する。保存能力は、藤沢市街頭防犯カメラ運用基準に基づき、14日間保存でき、保存期間経過後は自動的に消去できるものとする。

(イ) 画像の閲覧やダウンロードは、市が購入したパソコンで行う。当該パソコンは、これらの防犯カメラの画像処理等の目的のみに使用しているもので、不正アクセス防止のため、インターネット等のネットワークに接続しておらず、常時防犯交通安全課執務室のキャビネットに収納し、施錠し管理している。

エ 無線LANを選定した理由

データへのアクセス方法は、記録媒体を直接取り出しパソコンに取り込む方法、有線LANでレコーダーとパソコンを接続する方法、無線LANで接続する方法の3種類がある。

記録媒体を直接取り出しパソコンに取り込む方法については、防犯カメラ本体が強固なケースに覆われ施錠されており、物理的に記録媒体を取り出す以外に方法がなく不正にデータを持ち出すことは困難だが、高所作業が必要となり、記録媒体を取り出す際の安全対策が必要で利便性がよくない。有線LANでレコーダーとパソコンを接続する方法については、LANポートを格納するボックスを施錠することで防護することができる。無線LANで接続する方法については、近年のセキュリティ対策の充実により安全性が高められている。

市はこのうちで、第三者による不正アクセスを防ぐ方法を選択するべきであり、運用面での利便性とセキュリティ対策を総合的に判断した結果、無線LANで接続する方法を選択することとした。

(5) 安全対策及び日常の管理体制

安全性に配慮した対策として、本市が街頭に防犯カメラを設置するにあたり、独自に制定した、藤沢市街頭防犯カメラ運用基準に沿って運用し、次の

内容の仕様とする。

ア 取付時の安全対策

風雨による影響や地震による落下防止、盗難防止のため強固な金具で固定する。また、本体を分解して個人情報を保存した記録媒体が盗まれないよう、記録媒体の取付け箇所を施錠できる機種とする。

イ 情報セキュリティ対策

防犯カメラ及び画像データをダウンロードした機器について、操作できる職員を限定することのほか、データの持ち出しができないよう、保管場所を施錠し、記録媒体利用管理簿の運用を徹底するなど適切な管理に努める。また、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針の規定を遵守し、次のセキュリティ仕様を機器購入の条件に加える。

- (ア) 不正アクセスや不必要な閲覧を防止するため、インターネット等のネットワークへの接続や、遠隔地への画像データの転送を行わないこと。
- (イ) 画像データへの不正アクセス防止のため、管理者が特定するパソコンと専用ソフトウェアのみによるアクセス制限があり、かつパスワードによる制限があること。
- (ウ) 録画データは暗号化又はパスワードをかけ保存する仕様とし、記録媒体を持ち出しても読み取りできない機能を有すること。

ウ 無線LANのセキュリティ

無線LANについては、次の機能を有するものに限定することで不正アクセスの防止を図る。

なお、これらの対策は、総務省が推奨する無線LANの安全対策を網羅するものであり、本市では、アクセス用のパスワードや、無線LANの暗号化を解除するセキュリティキーを定期的に変更するなどの対策も講じる。

- (ア) データ通信時の暗号化は安全性の高い方法を用いていること。
 - (イ) SSIDを隠蔽することによるステルス機能を有するもの。
 - (ウ) MACアドレスのフィルタリング機能により、防犯カメラへのアクセスは、特定の機器に限定できること。
- (6) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラによる画像データの収集目的は、市民の安全確保と、市民の防犯意識の高揚、市民が犯罪被害に遭うことの防止、良好な環境の維持、形成であり、それらによって地域の防犯力の強化を図っていくものである。そのため、事前に本人の同意を得たうえで収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

- イ 本人以外のものから収集する個人情報
防犯カメラに撮影，記録された画像データ
- (7) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について
 - ア 本人通知を省略する理由
防犯カメラで撮影する情報は不特定多数の通行人等であり，人物を特定することが困難であるほか，通知対象の人数が膨大となるため，本人通知を省略することとしたい。
 - イ 本人通知の代替策
防犯カメラ設置場所周辺で外から視認しやすい場所に，防犯カメラを設置している旨，及び当該カメラの設置管理者を表示する。
- (8) 個人情報のコンピュータ処理について
 - ア コンピュータ処理の必要性
撮影した画像のデジタル録画のため，一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像処理用パソコンによる画像出力処理のためコンピュータによる処理が必要となる。
 - イ コンピュータ処理をする個人情報
防犯カメラに撮影，記録された画像データ
- (9) 実施時期
2019年（令和元年）10月以降
- (10) 添付資料
 - ア 防犯カメラ設置予定箇所周辺における事案別警察官取扱件数
 - イ 令和元年度実施 防犯カメラ設置の取組に関するアンケート調査結果集計表
 - ウ 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針
 - エ 片瀬江ノ島駅防犯カメラ設置計画場所周辺図及び設置イメージ図
 - オ 防犯カメラ候補機種資料（参考例）
 - カ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準
 - キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では，防犯カメラによる画像データの収集目的は，市民の安全確保と，市民の防犯意識の高揚，市民が犯罪被害に遭うことの防止，良好な環境の維持，形成であり，それらによって地域の防犯力の強化を図っていくも

のである。そのため、事前に本人の同意を得たうえで収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について
実施機関では、防犯カメラで撮影する情報は不特定多数の通行人等であり、人物を特定することが困難であるほか、通知対象の人数が膨大となるため、本人通知を省略することとしたい。なお、防犯カメラ設置場所周辺で外から視認しやすい場所に、防犯カメラを設置している旨、及び当該カメラの設置管理者を表示する、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、撮影した画像のデジタル録画のため、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像処理用パソコンによる画像出力処理のためコンピュータによる処理が必要となる、とのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な管理体制について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

(ア) 取付時の安全対策

風雨による影響や地震による落下防止、盗難防止のため強固な金具で固定する。また、本体を分解して個人情報を保存した記録媒体が盗まれないよう、記録媒体の取付け箇所を施錠できる機種とする。

(イ) 情報セキュリティ対策

ダウンロードした機器について、操作できる職員を限定することのほか、データの持ち出しができないよう、保管場所を施錠し、記録媒体利用管理簿の運用を徹底するなど適切な管理に努める。また、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針の規定を遵守し、次のセキュリティ仕様を機器購入の条件に加える。

- a 不正アクセスや不必要な閲覧を防止するため、インターネット等のネットワークへの接続や、遠隔地への画像データの転送を行わないこと。
- b 画像データへの不正アクセス防止のため、管理者が特定するパソコンと専用ソフトウェアのみによるアクセス制限があり、かつパスワードに

よる制限があること。

- c 録画データは暗号化又はパスワードをかけ保存する仕様とし、記録媒体を持ち出しても読み取りできない機能を有すること。

(ウ) 無線LANのセキュリティ

無線LANについては、次の機能を有するものに限定することで不正アクセスの防止を図る。

なお、これらの対策は、総務省が推奨する無線LANの安全対策を網羅するものであり、本市では、アクセス用のパスワードや、無線LANの暗号化を解除するセキュリティキーを定期的に変更するなどの対策も講じる。

- a データ通信時の暗号化は安全性の高い方法を用いていること。
- b SSIDを隠蔽することによるステルス機能を有するもの。
- c MACアドレスのフィルタリング機能により、防犯カメラへのアクセスは、特定の機器に限定できること。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上